

仙台市ガス事業民営化推進委員会設置要綱

(令和元年6月28日市長決裁)

(設置)

第1条 本市ガス事業の民営化を推進するに当たり、民営化の基本的な考え方等を検討するとともに、本市ガス事業を承継する事業者の選定を適正に行うため、仙台市ガス事業民営化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 民営化の基本的な考え方及び具体的手法に関すること
- (2) 事業者の公募条件及び選定基準に関すること
- (3) 事業者の審査及び選定に関すること
- (4) その他本市ガス事業の民営化に関し必要な事項に関すること

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、法務又は財務に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、市長は、本市ガス事業の民営化の推進のために必要と認めるときは、2年を超えない範囲内において、委員の任期を更新することができる。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により、それぞれ定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、ガス局総務部民営化推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から実施する。

附 則 (令和2年3月23日改正)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年6月21日改正)

この改正は、令和3年6月25日から実施する。